

クリーニングに出す前に



Q お店にクリーニングを依頼するとき、トラブルに遭わないためには、どのようなことに気を付けたいのでしょうか。

A クリーニングのトラブルで多いものは、「穴が開いた」「色落ち・変色した」「プリーツや風合いがなくなった」などの仕上がりに関するものや、「着用したら皮膚障害になった」「出した衣類を店が紛失した」「店に苦情を言っても、申し出期間が過ぎたことを理由に応じてもらえない」などさまざまです。

トラブルに遭わないよう、クリーニングを利用するときは次の点に注意しましょう。

クリーニングへ出す前にチェック

- 布やボタンのほつれ、傷、虫食いがあれば修理してから出す
- 染みなどのしつこい汚れや仕上げの希望は店に伝える
- 頼んだ点数・種類が伝票に記載されているか確認する
- 高価な衣類や形見であることなど、注意してほしいところがある場合は店に伝える

仕上がったら、すぐに引き取ってチェック

- 受け取るときは、点数と自分のものであることの確認をする
- 色・形・付属品などの確認をして、おかしいと気付いたときはすぐに店へ申し出る
- 仕上がり品のカバーには酸化防止剤が使われており、変色の原因になるので、カバーは外して保管する
- 仕上がり品に石油臭があるときは、すぐにカバーから出して陰干しする。残ったクリーニング溶剤が皮膚について「化学やけど」を起すことがあります

クリーニング事故が発生したときは

すぐに店へ申し出ましょう。SマークやLDマークを掲示している店では、クリーニング事故賠償基準に沿って補償されます。補償責任は期間が決まっています。



Sマーク



LDマーク

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



生年月日は個人情報?

護 学校の課題で、生年月日や男女別の統計を作っているんだ。今度、その結果を発表しようと思うんだけど、生年月日や性別なども個人情報に該当するのかな

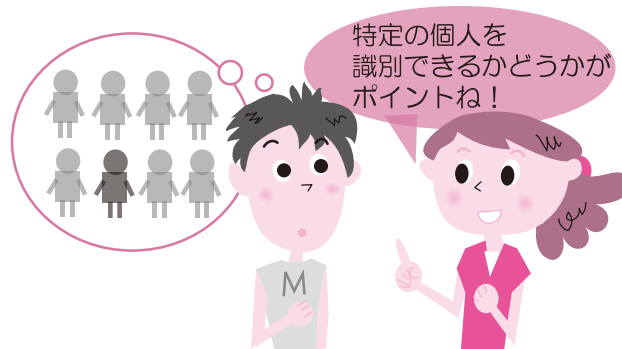
保子 「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)により保護の対象となる「個人情報」は、生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名・生年月日などの記述によって、特定の個人を識別できるものをいうの

護 例えば、生年月日だけでも個人情報に該当するのかな

保子 生年月日や性別は、それだけでは特定の個人が識別されないから、個人情報には当たらないの。でも、それらが氏名などと組み合わせて使われる場合は特定の個人を識別できるから、全体として個人情報という扱いになるわね

護 なるほど。つまり、その情報自体によって特定の個人を識別できるもののほか、ほかの情報と容易に照合することができて、それによって特定の個人が識別できる情報も、個人情報に当たるんだね。ところで、さっき「個人情報」は、「生存する個人に関する情報」と言ってたけど、すでに亡くなっている人の情報は、個人情報保護法の保護の対象にはならないのかな

保子 そうよ。でも、それが死者に関する情報であると同時に、生存する遺族などに関する情報でもある場合、その遺族などに関する個人情報に該当するから注意が必要ね



このコーナーでは、学生の護くんが市役所に勤める保子さんに疑問を尋ねるかたちで、個人情報保護のいわゆる「過剰反応」について学んでいきます。

総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/somu/index.html>)でも具体的な事例を紹介していますので、ご覧ください。

※市が保有する個人情報の取り扱いについてくわしくは総務課(☎20-1510)へ、消費者の個人情報に関する相談は消費生活センター(☎23-1161)へ。